

新東消第294号の2
令和7年11月7日

事業所代表者様

新潟市東消防署長
(公印省略)

応急手当普及員講習の開催について（ご案内）

時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、突然の心停止、もしくはこれに近い状態になった傷病者を社会復帰に導くためには、現場に居合わせた市民等による心肺蘇生が極めて重要です。

本市では応急手当の普及啓発を推進し、応急手当の指導者を育成することで、より多くの市民に受講の機会を提供したいと考えています。

つきましては、下記のとおり「応急手当普及員講習」を開催しますので、受講についてご検討の程よろしくお願い致します。

記

1 講習内容

応急手当普及員講習※（8時間×3回、計24時間）

※応急手当普及員とは、自身が所属する事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して、応急手当講習会の指導ができる資格です。

2 実施日時

第1回目 令和8年1月7日（水）午前9時～午後5時

第2回目 令和8年1月14日（水）午前9時～午後5時

第3回目 令和8年1月21日（水）午前9時～午後5時

※原則、第1回から第3回目の全ての受講が必要です。

3 会場

新潟市消防局3階 講堂（新潟市中央区鐘木257番1）

4 募集人数

定員 16 名程度

※定員を超えた場合は、人員調整をさせていただきます。予めご了承ください。

5 受講費等

受講は無料ですが、以下を教材として使用しますので、受講者は各自で準備をお願いします。

- ・ 応急手当指導者標準テキスト ガイドライン 2020 対応（東京法令出版）
- ・ ポケットマスク（人工呼吸用マスク）

※講習会当日の販売等はありません。

6 受講申し込み

電子申請システムによる申し込みとなります。

以下サイトから申し込みください。

QRコード

URL



<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/0d1bd69c-7642-4199-b52d-b70e7594735a/start>

申込開始 令和 7 年 11 月 10 日（月）

申込期限 令和 7 年 11 月 25 日（火）

なお、受講の決定については、12月上旬を目途にご連絡いたします。

7 その他

（1）認定登録

応急手当普及員に認定後、認定証の交付及び認定登録者名簿の登録を行います。

（2）資料

令和 7 年度応急手当普及員講習カリキュラム

【担当】

新潟市東消防署

消防課消防係救急担当 片山、豊岡

T E L 025-275-9111

F A X 025-270-0119

メール shobo.efs@city.niigata.lg.jp

令和7年度応急手当普及員講習カリキュラム

	講習項目	講習日	時間 (分)	合計	
基礎 的な 知識 技能	基礎知識(講義)	第1日目	120	480	
	救命に必要な応急手当の基礎実技		240		
	その他の応急手当の基礎実技1		120		
	その他の応急手当の基礎実技2	第2日目	60	480	
指導要 領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法		300		480
	救命に必要な応急手当の指導要領1		120		
	救命に必要な応急手当の指導要領2 (筆記試験、実技試験を含む)		240		
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120			
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		第3日目	120	480	
合計時間			1,440		

備考

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む。)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。